

奈良県告示第百七十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年八月四日

奈良県知事 荒井正吾

運搬が困難な はかり							区 分
大和高田 市		上牧町	広陵町	王寺町	葛城市	河合町	区 域
十月十日（火） （）	十月三日（火） （）	九月二十九日 （金）	九月二十七日 （水）	九月二十日（水） （）	九月十二日（火） （）	九月六日（水） （）	月日（曜日）
午前九時から 午後三時まで		午前九時から 正午まで	午前九時から 午後三時まで				時 間
運搬が困難なはかりの所 在場所							場 所

運搬が困難な はかり以外の 特定計量器															
桜井市				河合町			葛城市								
十月十八日（水）		十月十九日（木）		十月二十日（金）		十月二十三日（月）		九月七日（木） ～		九月十三日（水）		九月十四日（木）			
						午前十時から 正午まで		午後一時から 午後三時まで		午前十時から 正午まで		午後一時から 午後三時まで		午前十時から 正午まで	
						河合町役場（北葛城郡河合町池部一丁目一番一号） ～		葛城市役所當麻庁舎（葛城市長尾八五番地）		葛城市役所新庄庁舎（葛城市柿本一六六番地）					

王寺町			九月二十一日 (木)			午前十時から 正午まで			王寺町中央公民館（北葛 城郡王寺町久度二丁目一 七番二一）		
広陵町			九月二十八日 (木)			午前十時から 正午まで 午後一時から 午後三時まで			広陵町役場（北葛城郡広 陵町大字南郷五八三番地 一）		
上牧町			九月二十九日 (金)			午後一時三十 分から午後三 時まで			上牧町役場（北葛城郡上 牧町大字上牧三三五〇番 地）		
大和高田 市			十月四日（水 ）			午前十時から 正午まで 午後一時から 午後三時まで			大和高田市文化会館（さ ざんかホール）（大和高 田市本郷町六番三六号）		
			十月五日（木 ）			午前十時から 正午まで			葛城コミュニテイセンタ ー（大和高田市大字曾大 根七八三番地の一）		
						午後一時三十 分から午後二 時三十分まで			奈良県農業協同組合天満 支店（大和高田市大字吉 井一六四番地）		

桜井市											
十月二十六日 (木)			十月二十五日 (水)			十月二十四日 (火)			十月十二日 (木)		
午後三時まで	午後一時から	正午まで	午後三時まで	午後一時から	正午まで	午後三時まで	午後一時から	正午まで	午後三時まで	午後一時から	正午まで
桜井市立図書館(桜井市 大字河西三二番地)						桜井市役所(桜井市大字 栗殿四三二番地の一)			大和高田市役所(大和高 田市大字大中一〇〇番地 の二)		

		十月二十七日 (金)		午前十時から 正午まで
十月三十日（月）		午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	
		午後一時三十分から午後三時まで	初瀬観光センター（桜井市大字初瀬一五九三番地の二）	

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町二二九番地一）において行う。